

岩手大学大学院委員会規則

平成16年4月1日 制定
令和2年3月25日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学における全学委員会に関する規則第2条の規定に基づき、岩手大学大学院委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 大学院の運営に関すること。
- 二 大学院の教育に関すること。
- 三 その他大学院に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学務を担当する理事又は副学長
- 二 研究科長
- 三 総合科学研究科の専攻長
- 四 各研究科（総合科学研究科を除く。）から選出された教員 各1名

(任期)

第4条 前条第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、理事又は副学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年6月18日から施行し、平成20年6月5日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。